

第72回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：令和6年2月8日（木）14：00～15：00

場所：ユートリー 1階 多目的大ホールB

司 会： 本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

私は、本日、司会を務めさせていただきます、環境保全課県境再生・PCB廃棄物対策グループの工藤でございます。会議に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前に送付させていただいた、次第、出席者名簿、席図、資料1、資料2-1、2-2、2-3、資料3、資料4-1、4-2、4-3となっています。不足などございませんでしょうか。

それでは、ただ今から「第72回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。

本日は、野呂委員がオンラインによる参加となっており、所用のため、途中退席となります。宇藤委員は、都合により欠席となっております。

また、古川委員の代理といたしまして、八戸圏域水道企業団の遠藤様、藤原委員の代理といたしまして、二戸市の小船様が出席されておりますことを御報告いたします。

それでは、開催にあたりまして、環境生活部長の館から御挨拶申し上げます。

館部長： 青森県環境生活部長の館と申します。今日はよろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、お忙しいところ、お集まりくださり誠にありがとうございます。

さて、県境不法投棄現場の原状回復事業につきましては、産廃特措法に基づきまして特定支障除去等事業を実施して参りました。その結果、計画上の目標である「馬淵川水系の環境の健全な保全」を達成したことから、昨年3月末で事業を完了したところでございます。

一方、現場内の地下水の浄化は着実に進んでいるものの、局所的に浄化が遅れている場所が存在しております。このため県では、本年度も引き続き、国からの財政支援を受けながら、対策を講じております。何よりも早期の浄化終了に向けて全力で取り組んでいる状況でございます。

それでは、本日の案件でございますが、次第にあります通り、1つとして令和5年環境モニタリング調査の結果について、2つとして令和6年度環境モニタ

リング調査の計画案について、3つとして環境再生計画に基づく県の取組状況などについて御説明をいたします。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

司 会： 議事に移ります前に委員改選後、初めての会議となりますので、委員の皆様から簡単に自己紹介をいただきたいと思ひます。一ノ渡委員からお願いしたいと思ひます。

一ノ渡委員： 一ノ渡です。よろしくお願いいたします。

栢沢委員： 八戸市内に住んでおります、栢沢といいます。公募がございましたので、応募させていただきました。よろしくお願いいたします。

小宮委員： 五戸町に住んでおります小宮香です。普段は子育て支援の方にも関わっておりますので、今日は得た情報をそちらの方に反映させていけるように、今日はしっかり話を伺っていきたくと思ひます。よろしくお願いいたします。

末永委員： 末永です。よろしくお願いいたします。

鈴木委員： 八戸工業大学の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

眞家委員： 北里大学の眞家と申します。よろしくお願いいたします。

遠藤委員代理： 八戸の水道企業団の遠藤と申します。よろしくお願いいたします。
今日は、副企業長の古川の代理で参りました。

小船委員代理： 二戸市環境推進室の小船と申します。
本日は、藤原淳に代わり代理出席させていただきました。よろしくお願いいたします。

山本委員： 田子町の町長の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会： それでは、最後に野呂委員、お願いいたします。

野呂委員： オンラインで失礼いたします。東北福祉大学の野呂でございます。
本日は、所用により2時半ころで退席させていただきますが、よろしくお願いをいたします。

司 会： ありがとうございます。
続きまして、県側の職員を御紹介させていただきます。
環境生活部長の館です。
環境保全課長の野澤です。
県境再生対策監の小笠原です。
県境再生・PCB廃棄物対策グループ サブマネージャーの大西です。
最後に主事の野田です。
どうぞよろしくお願いたします。
それでは、次に移らせていただきます。
3、会長及び副会長の選任についてでございます。会長の選任につきましては、お配りしております資料1、協議会設置要領の第4第2項に会長は委員の互選によると規定されております。委員の皆様からの御推薦をお願いいたします。
参考までに前期は末永委員に会長を、鈴木委員に副会長を務めていただいております。

眞家委員： 引き続いて末永委員を推薦したいと思っております。

司 会： ただ今、末永委員を推薦する声がありましたが、皆様、いかがでしょうか。

【異議なしの声あり】

司 会： どうもありがとうございます。
それでは、末永委員、お引き受けいただけますでしょうか。

末永委員： せん越でございます。よろしくお願いたします。

司 会： それでは、設置要領第4第4項に会長が会議を総理し、会議の議長になると規定されておりますので、末永委員には、議長席にお移りいただき、ここからの議事進行をお願いいたします。

末永会長： それでは、甚だせん越ではございますが、20年間、協議会はずっとやっているわけですが、その後半の方の10年間ですね、たまたま、私が座長といいま

すか、この会の議長をさせていただいて参りました。

実は、岩手県側の方は、昨年度をもって全て終了ということで、岩手県側の協議会の方で、知事に対して「終わりました」ということで答申されています。青森県もそのような形かなと思ったら、先ほど、部長のお話にもありましてとおろ、まだ若干問題があり、重大な問題ではございませんが、問題をきちんとフォローアップしていくことが大事だということでもあります。

ただ、これまでは年2回ぐらい、会議を行って参りましたが、今年度からは年1回、状況を皆様方に御説明いただき、特に田子町の方々には御安心いただくような形において、資料を県の方から出していただいて、それをフォローアップしていくということで、この協議会がもたれたわけでありませう。

その前に、副会長を選任しなければいけませんう、設置要領の第4の第3項に副会長は会長が選任するとありますので、これも是非引き続き、八戸工業大学の鈴木先生によろしくお願ひしたいと思ひます。

鈴木委員： よろしくお願ひいたします。

末永会長： 会長と副会長が決まりましたので、これからやっていきたいと思ひます。

これからは、3つの案件の方に入りますが、先ほど野呂先生からありましたように、野呂先生は途中退席ということですので、意見交換の方に入つていただくのが難しいかもしれませうがこれから進めさせていたゞきたいと思ひます。

それでは、最初の案件でございますが、令和5年環境モニタリング調査結果について、事務局から御説明いただきます。野田主事、よろしくお願ひします。

事務局： 青森県環境保全課の野田と申します。座つて説明させていただきます。

私からは、令和5年環境モニタリング調査結果を資料2-1、2-2、2-3に基づき御説明させていただきます。

それでは、まず、資料2-1を御覧ください。

令和5年1月から12月までの水質モニタリングにおいて、周辺河川・湧水等8地点で調査を実施した結果、全ての地点において環境基準値を超えた値は検出されませんでした。

次に周辺地下水については、6地点で調査を実施した結果、こちらも全ての地点において、環境基準値を超える値は検出されませんでした。

続いて、遮水壁内、現場内の地下水については、36地点で調査を実施した結果、一部の地点において、1,4-ジオキサンの環境基準値超過が確認されております。1,4-ジオキサンの浄化の進捗につきましては、後ほど、資料2-3で御説明いたします。

続いて、2ページを御覧ください。

浸出水貯留池から事業地外への放流水の水質モニタリングについてですが、放流水の1,4-ジオキサン濃度は、周辺環境への影響が出ないように設定した計画処理水質を大きく下回っております。

グラフに示すとおり、令和4年6月の浸出水処理施設の運転停止後も計画処理水質を大きく下回る水準で推移しております。

続きまして、3ページ、4ページは、モニタリングの位置図を示してございます。

3ページの別図1は現場周辺の調査地点、別図2は現場内の第一帯水層の調査地点、4ページの別図3は現場内の第二帯水層の調査地点、別図4は現場内から汲み上げられた水がNo.2浸出水貯留池に流入する部分を、流末部と称しておりますが、その流末部と先ほど御説明した放流水の調査地点を示しております。

次に現場内地下水の1,4-ジオキサンの浄化の状況について御説明いたします。資料は、2-3を御覧ください。

まず、現場の浄化対策の状況についてでございますが、既設の注水井戸、大口径注水井戸、注水用横ボーリング及び浸透柵に雪解け直後の4月上旬から11月中旬まで、注水の方を実施いたしました。

注水用水につきましては、現場外の茂市かん水用施設等からの御協力をいただきまして、安定的に用水を確保しております。

では、具体的にどのような浄化をしているのかについても、改めて御説明させていただきます。

4ページの別紙1を御覧ください。

上の枠囲みについてですが、清浄な水、きれいな水を注水しながら汚染された地下水を汲み上げることで、汚染のない地下水に置き換えるという浄化手法を用いております。

下に模式図を示しています。

まず、現場で一番高いところにある1号雨水貯留池にきれいな水を溜めておき、そこから現場の中にある注水井戸に水を行き渡らせるようにしています。

1号雨水貯留池から各現場内の注水井戸に水を送り込んでいますが、ターゲットとしている地下水の層は、地下約8m前後の第一帯水層と地下約13m前後の第二帯水層であり、2つの層で地下水浄化を進めています。

続いて、汚染地下水の汲み上げのところについてですが、井戸から地中横方向に管が付いており、管から地下水を幅広い範囲で集めて汲み上げる集水井戸と、その場所、ポイントをターゲットにして汲み上げる揚水井戸の2種類を用いて、汚染された地下水を汲み上げています。

汲み上げた水については、浸出水貯留池に溜めて、浸出水貯留池で水質を確認の上、放流しているという状況になっております。

次に 1,4-ジオキサンの浄化状況について御説明いたします。5 ページの別紙 2 を御覧ください。

別紙 2 の左側になりますが、第 6 5 回協議会です承された現場内地下水の浄化終了要件を記載しています。②と④の文章を御覧ください。

まず、②の文章についてですが、4つのエリアそれぞれについて平均濃度の年平均値が環境基準値を下回り、かつ流末部の濃度の年平均値が環境基準値を下回った場合には、注水・揚水による浄化を終了する。これが終了要件の1つ目になります。

次に④の文章を見ていただきたいのですが、全ての観測地点、測定結果が基本的に1年間継続して環境基準値を下回った場合には、浄化終了と判断する。これが、終了要件の2つ目になります。

続いて、資料の右側が終了要件の達成状況を示しています。先ほど、4つのエリアとお話しましたが、第一帯水層、第二帯水層で更にそれぞれ2つのエリア分けをしております。

まず、第一帯水層は、オレンジで示している中央・下流部と緑色で示している県境部で分けており、第二帯水層は、黄色で示している低濃度エリアと赤色で示している高濃度エリアで分けています。

この4つのエリアのうち、第二帯水層高濃度エリア以外の3つのエリアにつきましては、エリア平均濃度の年平均値が環境基準値を令和4年度中に下回っております。

図面中の黒い星マークが令和4年度に浄化終了した箇所を示しています。

図面中で白い星マークが、今年度1年間継続して環境基準値以下となった場所を示しています。

第一帯水層の中央・下流部で1地点、ア-53です。

続いて、第二帯水層の低濃度エリアで1地点、DW-1です。高濃度エリアにつきましては2地点、DW-18とア-48-2となっております。

第一帯水層と第二帯水層低濃度エリアにつきましては、エリア平均濃度の年平均値が環境基準値以下となっておりますので、第一帯水層中央下流部のア-53と第二帯水層低濃度エリアDW-1、この2地点につきましては、今年度で浄化終了と判断してございます。

高濃度エリアの2地点につきましては、エリア平均濃度が未達成であるため、この2地点も引き続き浄化及び観測を続けていきます。

そして、この第二帯水層高濃度エリアの濃度の値がどうなっているのかというのを下の表に示してございます。

令和5年の12月時点、第二帯水層高濃度エリアの年平均値は、0.18 となっております。括弧内に0.36と数字を示してございますが、こちらは、前回の協議会で報告した令和4年12月時点の値となっております。0.36 から0.18 となっておりますので、着実に浄化が進んでいるものと考えております。

また、流末部についても、令和5年12月時点で、年平均値は0.094 となっております。括弧内に示した令和4年12月時点の0.13 より濃度が減少しております。

今後も注水、揚水による浄化対策を継続し、早期の浄化終了に向けて、引き続き全力を挙げて取り組んで参ります。

私からは以上となります。

末永会長： どうもありがとうございました。

ただ今、野田主事の方から御説明がありましたことに関しまして、何か御質問、あるいは御意見等ございますでしょうか。

鈴木委員： この後、資料2 - 3の6ページ目以降の説明はあるのでしょうか。

事務局： そちらにつきましては、こちらからの説明予定はございません。

鈴木委員： 分かりました。7ページですね。ここは、第一帯水層の1,4-ジオキサン濃度が載っています。左側にSW-23というのがあります。これは、全体の傾向を見て欲しいんですけども、右肩下がりになっていて、ここは、環境基準値を達成しています。こういったところも、県が追加対策として設置したCW-3が効いて濃度が下がっている状況です。右側の下にCW-1というデータが載っていますね。こちらも、どんどん下がっている状況です。こちらは、注水井戸が3本ぐらいあったと思うんですけども、やはり時間はかかっていますけども、どんどん、低下しているというところが確認できます。

続いて8ページになります。細かいところの説明はしませんけども、こちらは第二帯水層、深い方の地下水層の低濃度エリアになります。特に注目したいのが、DW-20です。真ん中に地図があって、その下にあるものですね。これが、昨年からジオキサン濃度が下がって、環境基準値を達成しているという状況です。ここは、比較的、地下水の揚水量というのは少ないところなんですけども、地下水が溜まっては揚水するような装置が働いていたと思うんですけども、こういったところでも効果が出ている。

更に、ここは、確か青森県の職員さんが現場でいろいろ手動のポンプを使って引き抜きをしたり、そういった地道な取組をした成果が、こういう形で現れて

いるという形で本当に良い結果が出ているなと思います。

一方、この中では、左側のところ、DW-5という地点があります。ここは、あまり揚水量も少ないところなんですけど、ここは、ちょっと懸念があるところは、令和3年から、徐々に濃度が上がっているという状況です。これが、どういう理由で上がっているかというのは、分析が必要かなと思っています。是非、ここも浄化をしていかなければいけないと思っています。

続いて、9ページ、こちらは、第二帯水層の高濃度エリア、ここは、最後まで残るだろうと言われていたところなんですけども、傾向を見ていただくと、全体的に右肩下がりになっています。こちらは、先ほど説明したように、やっぱり青森県さんの追加対策で設置していただいた注水井戸、この効果が徐々に効いて、こういった傾向になっています。特に、高濃度エリアというのは、まだ浄化終了まで時間がかかりますけども、引き続き対策を進めていただければと思います。

以上です。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、鈴木委員の方から、全体的にはきちんと低下してきているという形でいいんじゃないかということですが。若干、懸念の部分もあるということで御指摘をいただきましたが、これに関して、もし事務局の方で、今のことに関して、何かありますか？

事務局： 鈴木委員から御意見をいただき、ありがとうございます。

県としましても、浄化進捗がどうしても遅い箇所というのはありますので、そこについては、できる限りの水を入れては揚水するといったことを続けておりましたので、これからも引き続き取り組んで参りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

末永会長： よろしいですか、鈴木委員。そういうことで。

鈴木委員は、県の方の様々な努力というものを肯定して捉えていただいたということだと思います。よろしいですか。

鈴木委員： はい。

末永会長： ありがとうございます。

その他、委員の皆様方。どうぞ。

遠藤委員代理： 9ページの右側中段、CW-2のグラフについて質問したいと思います。
ジオキサン濃度は徐々に下がってくるというのは、勿論だと思います。あと縦の揚水量なんですけども、令和2年、3年、4年と徐々に揚水量が増えてきていますけども、5年度になると、少し、4年度よりかは揚水量が少なく見えますけど、4年度と5年度を比べた時に、ジオキサン濃度が少し持ち上がっている感じがします。なので、これは、水による希釈で濃度が下がっているふうにも見えるんですが、浄化量として、どういうふうに捉えればいいのかというところが、ちょっと、私、疑問だったんですけども。単純に掛け算をしますと、浄化量とすれば横ばいぐらいかなという判断はしておりますけども、どういった考えをお持ちなのか、教えていただければ。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、遠藤委員の方から、9ページですね、CW-2、右側の方にありますが、揚水量とそれからジオキサンの減り方ですね。この関係、揚水量が減っている時には、高くなっていくような傾向があるような気がいたしますが、これに関しまして、もしあれば。

事務局： はい、お答えさせていただきます。

まず、CW-2が、令和2年頃から揚水量が増えている理由としましては、令和元年後半に大口径注水井戸を、令和3年に注水用横ボーリングの方をCW-2付近に新設してございまして、注水の方を開始してございます。

そのため、CW-2に水が集まってきて、揚水量が増えているものと考えております。

令和4年度が突出して増えているのは、大雨がございまして、その影響ではないかと考えてございます。

CW-2というのは、集水井戸という井戸で、広範囲から水を集めて、そして汲み上げるという役割を持ってございますので、この揚水量が増えているということは、その役割を十分に果たしているものだということで考えてございます。

末永会長： 遠藤委員、何か。

遠藤委員代理： どうもありがとうございました。

末永会長： よろしいですか。ありがとうございます。

その他、委員の皆様方、何か御質問ございますか。

では、後ほど、また、戻っても構いませんので、案件1に関しては、一応、終わりとさせていただきます、次の方に入りたいと思います。

2番目、案件2でございますが、令和6年度環境モニタリング調査計画の案ですね。これに対しまして、皆様方から御意見をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。どうぞ。

事務局：私の方からは、令和6年度環境モニタリング調査計画について、資料3に基づき御説明させていただきます。

モニタリング計画については、4ページと5ページに添付しております、第65回協議会で了承された1,4-ジオキサンの浄化終了要件及び第66回協議会で了承された、1,4-ジオキサン以外の物質の浄化終了要件に基づき検討いたしました。

まず、(1)周辺河川等・湧水の8地点については、全ての地点及び全ての調査項目について、1年以上環境基準値超過はありませんが、現場内地下水の浄化対策を継続していることから、来年度も今年度と同様の地点で調査を実施いたします。

なお、一部の地点で測定回数を変更したいと考えております。

1点目は、ア-20とア-21の地点です。7ページの上の図、別図1を御覧ください。

別図1の中央付近にありますア-20とア-21は岩手県側から本県側への汚染地下水流入監視のため、1,4-ジオキサンを年6回測定してきました。

岩手県側の浄化が既に完了したということと、これまで環境基準値を超過していないことから、測定回数を他の地点と同様の年4回に変更したいと考えております。

次に2点目、ベンゼンについてです。1ページにお戻りください。

ベンゼンは、現場内の遮水壁内地下水の地点では既に浄化が完了し、モニタリングを終了している項目であることから、測定回数を年4回から年1回に変更いたします。

3点目として、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素についてです。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、第66回協議会において廃棄物由来とは考えにくく、浄化終了要件は設定せずにモニタリングは継続するとしていたものです。後ほど御説明いたしますが、2ページ目の(3)ア②に記載のとおり、現場内の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、環境基準を下回り、モニタリングを終了することから、他の項目と同様に測定回数を年1回に変更したいと考えております。

次に(2)周辺地下水の6地点についてです。全ての地点及び全ての調査項目について、1年以上、環境基準値超過はありませんでしたが、現場内地下水の浄化対策を継続していることから、来年度も今年度と同様の地点で調査を実施いたします。

なお、一部の地点で測定回数を変更したいと考えております。変更する項目は、「鉛」及び「ベンゼン」についてです。「鉛」及び「ベンゼン」は、遮水壁内地下水の地点では、既に浄化が完了し、モニタリングを終了している項目となっていることから、測定回数を年1回に変更いたします。

次に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、先ほどの周辺河川等湧水と同様に測定回数を年1回に変更したいと考えております。

次に遮水壁内地下水についてです。

2ページ目の遮水壁内地下水の①、1,4-ジオキサンの説明に入る前に6ページ目の別紙3、1,4-ジオキサンに係る浄化終了要件の達成状況を簡単に御説明させていただきます。

6ページを御覧ください。

1,4-ジオキサンの浄化終了要件は、①として、4つのエリアと流末部について、それぞれの年平均値が環境基準値を下回った場合に注水・揚水による浄化を終了します。

②として、全ての観測地点の測定結果が1年間継続して環境基準値を下回った場合に浄化終了と判断することになっております。

今回、直近のモニタリング結果をこの浄化終了要件にあてはめた結果が6ページ、下の表となっております。

3つのエリアについては、浄化終了要件①の注水・揚水による浄化の終了を達成しており、また、要件②の1年間継続して環境基準値を下回った地点について、新たにア-5 3及びDW-1が浄化終了となったことから、モニタリングを終了いたしました。

この3つのエリアについては、浄化終了要件未達成の7地点についてモニタリングを今後も継続いたします。

第二帯水層高濃度エリアと流末部については、浄化終了要件①を満たしていないことから、エリア内の9地点全てでモニタリングを継続します。

なお、注水・揚水による浄化終了要件を達成した3エリアについてですが、現場全体の浄化を促進するため、来年度も注水・揚水を継続いたします。

また、来年度以降も今年度と同様に浄化終了要件を満たした地点から、順次、モニタリングを終了していくこととしております。

それでは、2ページ目にもう一度お戻りください。

①の1,4-ジオキサンについては、令和5年度当初は17地点でモニタリング

を実施してきました。令和5年12月までのモニタリングの結果、1年以上継続して環境基準値を下回った観測井戸1地点ア-53と揚水井戸1地点DW-1については、浄化終了要件を達成したことから、モニタリングを終了しております。

次に②の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素についてです。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、第66回協議会において、廃棄物由来とは考えにくく、施肥に起因すると考えられる基準値超過は特殊な事象ではないことなどから、浄化終了要件は設定せずにモニタリングを継続してきました。

2ページ目の下の推移のグラフに示したとおり、直近1年間の測定では、いずれの地点も環境基準値を下回っていることから、モニタリングを終了したいと考えております。

次に3ページ目のイ、流末部についてです。

8ページの下の方、別図4を御覧ください。

浸出水処理施設の撤去工事開始後から、No.2 浸出水貯留池の流入口を流末部の測定地点としてモニタリングを実施しております。

1,4-ジオキサンについては、直近1年の間、計画処理水質を大きく下回っているものの環境基準値超過が確認されておりますので、現場からの浸出水の水質を確認するため、今年度と同様に週1回の、年52回、モニタリングを実施いたします。

次に(4)放流水です。

浸出水処理施設の撤去工事開始後からNo.2 浸出水貯留池からの放流口を測定地点としてモニタリングを実施しております。

現場外への放流水の水質を確認するため、測定回数は今年度と同様に週1回、年52回、モニタリングを実施いたします。

最後にpH及び電気伝導率についてです。

pH及び電気伝導率は、1,4-ジオキサンの調査に合わせて実施します。

以上から、令和6年度環境モニタリング計画案について、調査回数、調査項目は10ページの計画表のとおりとしたいと考えております。

9ページを御覧ください。9ページに見え消し版を添付しております。

9ページの黄色の色づけされている測定地点が、今回、浄化終了となった地点となっております。

また、測定回数を変更する項目については、赤字で変更前と変更後の回数を記載しております。

私からは以上です。

末永会長： 工藤総括主幹、ありがとうございました。
ただ今の工藤総括主幹の御報告に、御説明に対しまして、何か御質問等ございますでしょうか。
鈴木委員、いいですか。
町長、何かございますか。よろしいですか。
それでは、令和6年度環境モニタリング調査計画（案）ですが、この案を取りまして、計画ということで御承認いただけますでしょうか。よろしいですか。
それでは、御承認いただいたということでよろしく願いいたします。
ありがとうございました。
それでは、案件の3番目に入りたいと思います。
環境再生計画についてということで、これも事務局から御説明いただきます。
よろしく願いします。

事務局： 環境保全課の大西と申します。
それでは、資料4-1、「環境再生計画」に基づく県の取組状況等について、御説明いたします。
まず、1つ目といたしましては、自然再生についてでございます。
自然再生については、八戸市森林組合と連携し、つる植物やグミの剪定など、植栽地管理を行っております。
令和5年7月には、八戸市森林組合に生育状況を評価してもらい、植栽地の全体の生育状況は、おおむね順調であるとの評価をいただいております。
次に2つ目としましては、地域振興でございます。本県の有効活用エリアについて、岩手県との一体的な利活用の実現可能性を探るため、引き続き情報収集を行っております。
岩手県では、令和5年11月に岩手県側現場跡地の公売に向けた市民・企業向け、現場等説明会が開催されました。公売時期は、令和7年度以降、公売面積は約15haとなっております。
資料4-2が、岩手県説明会の資料となりますので、御覧ください。
資料4-2の6ページ目、A3横のカラー右上に資料2と記載されたものを御覧ください。
赤枠と青枠に囲まれた部分が、公売対象の土地です。資料の中では、森林法復旧命令が出されている土地や地域森林計画の対象の土地もあることが説明されております。
また、写真にもあるとおり、大型井戸のライナープレートや調整池等の残存物があることも説明されております。
資料4-2の4ページ目の下の方、4の跡地活用に係る意見等についての部分

を御覧ください。

5ページにかけて、地元住民の意見として、市民による植樹、市民、小中高生による花畑の整備、公園の整備が、住民意見としてあることが説明されております。

公売に参加される際には、このような地元意見がある旨、この説明会において伝達されております。

資料4-2の公売に関する説明については以上です。

また、資料4-1に戻っていただきまして、3つ目の情報発信についてでございます。

まず(1)ウェブアーカイブの更新についてですが、本県の植栽地の定点撮影写真や水質モニタリングの結果などを速やかに公開しております。

次にアクセス件数ですが、下の表にあるとおり、今年度は12月末時点、4月から12月末時点で4,104件となっております。

下に※で記載しておりますが、令和5年度から県ホームページのアクセス件数の算出方法が変更になり、これまでより少なく算出されると県のホームページ担当者から聞いております。

次に2ページ目、(2)現場見学につきましては、不法投棄現場の原状回復状況や森林整備状況を直接見ていただけるよう、現場見学に対応しております。

過去3年間の見学者については、表のとおりとなっております。令和5年度は、12月までで67人となっております。

(3)の資料展示については、上郷公民館、現場事務所、田子町立図書館で資料展示を継続しております。

また、田子町立図書館には、ウェブアーカイブの主要部分を印刷した資料を新たに配置しました。

(4)教育機関等の連携ですが、アの小学校関係では、三戸町教育委員会に現場見学の実現可能性について聞き取りを行い、各学校への情報提供を依頼しました。

イの中学校関係では、若い世代への事案周知の一環として、八戸市及び三戸郡内の全ての中学校にウェブアーカイブを紹介する文書を発出いたしました。

ウの大学関係では、協議会委員の東北福祉大学の野呂委員に御協力をいただき、ウェブアーカイブのより効果的な情報発信方法等について、学生との意見交換を行いました。学生からの提案を参考にしながら、ウェブアーカイブの改善等を行って参ります。

説明は以上でございます。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、大西総括主幹の方から、環境再生計画に基づく県の取組状況ということで、3点にわたって御報告いただきました。

これに関して、いろいろ御意見等いただきたいと思います。

まず、その前に2番目の地域振興ですね。これに関しましては、岩手県の方の事例、岩手県の取組も御紹介いただきましたので、折角、岩手の二戸市から小船委員が参加されていますので、更に付け加えるようなことがあったら、お話いただけたらと思いますけど、いかがでしょうか小船委員。

小船委員代理： 本日の午前中、岩手県側の県境産廃のフォローアップ会議というものがあって出席してきたところですけども、岩手県としては令和7年度の公売に向けて、来年度も引き続き、水質のモニタリング調査を続けて、現場見学会も、来年度の8月、9月ぐらいを目途に、もう一度、現場見学会をやった上で、来年度の公募に取り組むということでしたので、情報提供させていただきます。

末永会長： ありがとうございます。

これからということですね。

2、3年前、水素関連についておっしゃっていた、佐藤しのぶさんという方はまだいらっしゃいますか。

小船委員代理： 現在は教育委員会にいます。

末永会長： その方が藤原委員の代理でいらっしゃった時にそういう話もあったんですが、その辺はどうなったんですか。

小船委員代理： そのことについては、可能性調査の結果、難しいということで。

末永会長： 大変恐縮です。ありがとうございます。

この辺で公募委員のお二人も、あらかじめ県の方から現地に御案内したということを知っておりますので、初めて行かれたのかもしれませんが、何か印象的なことでも、何か御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。まず、小宮委員の方から。

小宮委員： 私も現場を見学させていただいて、規模の大きさにまず圧倒されて、今の資料の中にはアーカイブという紙と違って周知するような取組も行われているとい

うことなんですけども、是非、現場に足を運んでもらった方が、頭に訴えるよりもインパクトがあって、これからのことにも柔軟に対応できる子どもたちです。是非、そういう機会を多く設けてもらえたらなと思っていました。

末永会長： 梶沢委員、いかがですか。

梶沢委員： 私も昨年の秋に初めて現場を訪れまして、この一件が起きてから四半世紀経ってもまだ浄化作業が続いているということに、皆様のご努力に感謝したいと思っておりました。

やはり、小宮委員がおっしゃったように、現場を見ると、それまで自分がただ県庁のホームページを見てもまた違う、本当にその広さというか、そして、植栽による再生、目の当たりにしましたので、是非、現場見学の機会がこれからもあった方がいいなと思いました。

それで、この教育機関との連携の中に、高校との関係というのがどのようになっているのでしょうか。

末永会長： あとで、大西総括主幹から。

小・中・大とあるけど、高校はどうかということで、何か高校との連携はありますか。

事務局： 昨年度は、県内の全高等学校の方にウェブアーカイブを紹介するチラシを、文書を出していました。毎年ではなく2年おきぐらいの間隔を空けた方がいいのではという考えもありまして、そういう対応をしておりました。

末永会長： そういう状況だそうです。よろしいですか。

この問題に関しましては、これまでも、要するにきちんとこういう事実を伝えていこうということで、様々な情報発信を考えていたんですが、大体、そのうち忘れてしまうということが大きな流れなんですね。どこでもそうなんです。

ただ、青森県の場合、やはり重要な課題だということで、今もしっかりと情報発信をやっているということだと。高校の方にもいろいろアピールはしているということですね。そういうことで御理解いただければと思います。ありがとうございました。

その他、どうぞ、委員の皆様方。

はい、どうぞ、遠藤委員。

遠藤委員代理： 見学者数の表について教えてください。

教育機関というのは、まだ小学生が多いと考えてよろしいでしょうか。

事務局： 見学者の中で一般というのは、田子町の町民の方です。田子町長さんにも来ていただいて、現場見学をしております。

教育機関39人というのは、田子町の小学生、これも生徒さんと引率の先生、一緒に来て見学しておりました。東北福祉大学の野呂委員のゼミの学生も現場現場を見ていきました。八戸工業大学の鈴木委員と学生さん二人も3回、来ております。

自治体6人については、岩手県の県境関係の職員が見学に来ております。

本県関係は、環境生活部次長と財政課の予算担当と、県費も投入されているということで、監査委員の方も現場見学に来ております。

以上です。

末永会長： よろしいですか。はい、どうぞ。

遠藤委員代理： すみません、もう1点なんですけども。

令和4年度は数が減ってしまっているのは、これは単純にコロナの影響とみてよろしいですか。

末永会長： どうなんでしょうか。

大西総括主幹、分かりますか。大分減っているという感じ。

事務局： 昨年度、田子町の小学生は来ておりませんが、令和3年度は田子町の小学生が来ております。田子町の小学生は、特にこの問題、田子町でこういう事案があったというのは、分かっているという状況です。

遠藤委員代理： 分かりました。ありがとうございます。

末永会長： いいですか、そういうことで、またこの田子町の小学生が行けば、数が増えるということですね、数字的には。

鈴木先生も、学生を連れて行かれているんでしょう。

鈴木委員： 調査で、今年度は年3回ほど。

末永会長： 学生なんかは、調査という形だろうけど、視察と調査では若干違うかもしれない

いけども、どういう感想を持っていましたか。

鈴木委員： やっぱり授業でも1年生の時から、この事案は知っていますけども。実際、研究の担当になって現場に行って水を汲んでみて、やっぱり違いますよね、現場を見ると。そういう効果があるので、やっぱり一回現場を見てもらうというのは、学生にとっては大切なことだと思います。

末永会長： ありがとうございます。

現場を見ることによって、更に重要といいますか、重大性といいますか、産廃不法投棄の重大性が分かるし、あるいは原状回復が大変だということがよく分かってくると思います。

3番目の議題に関しまして、何かその他御意見等々、一ノ渡委員、いかがでしょうか。何かありますか。いいですか。

眞家委員、何か。

山本町長、何かありますか。

山本委員： 森林再生の方につきましては、御説明にあったとおりに、現場の方は森の方に近づいてきたかなというふうにして感じていました。

ただ、グミの勢いが凄く強いので、それ以外の本来大きくなって欲しいという木の生育状況、今のところよろしいということなので、これ、30年、40年かけての大きな事業として良い森になっていただければなと考えているところがあります。

地域振興につきましては、岩手県の方と歩調を合わせるということでしたが、岩手県の方も独自の方向性を打ち出し始めておりますので、青森県としましても、今から最終的な跡地についての活用につきましても、御検討を始めていただければありがたいなと思っております。

子どもたちの現場見学につきましては、やはり我が町のこれまで起きたこと、小学校の頃に勉強してきた方々も親となり、今は小学生がいて、そういったことも中には出てきて参りました。忘れないように、そしてこの事案が何を我が町にとって重大なことであったのかとか、子どもたちのこれからを生きている中において、しっかりと参考になるものが得られればいいなと考えているところです。これにつきましては、しっかりと、これからも続けていきたいと考えております。

関係者の皆様には、本当に、今、もう少しのところでもありますので、何とか力を貸していただき、また県当局には、努力していただきありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

末永会長： 町長、ありがとうございます。
自然再生ですが、アナグマは外来種でしょうか。

事務局： 在来種です。

末永会長： 在来種ですか。そうなんですか。

事務局： 大きさ的には、タヌキぐらいの大きさと、人身被害があるようなものではないです。

末永会長： 分かりました。

本当に町長がおっしゃったように、森林再生の方は、かなり順調に進んでいるということですね。地域振興、これは、岩手県とにらみながらそれを参考にしながらということですが、町長もおっしゃったとおり、岩手県はいろいろやって、かなり苦勞しているみたいであります。そういう中で青森県としても何か考えられないかなということで、御提案がありましたので、これから事務局の方で、田子町さんといろいろと協議をされて、どういうことができるのか考えていただければなと思っています。

特に、田子町さんの方から御提案があれば、それらをどう受け止めるかということをお県の方としてもお考えいただければと。情報発信に関しましては、町長がおっしゃった通りでありますので、今後とも広く、特に子どもたちにも情報発信というのは、しっかりとやっていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

そういうことですが、全体を通しまして、何か言い忘れたということがあれば、御質問あるいは御意見いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事はこれで終了ということにさせていただきます。

では、マイクは事務局の方にお返しいたします。

司 会： 以上をもちまして、第72回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

次回開催は1年後の2月頃を予定しております。

本日は、ありがとうございました。

末永会長： どうもありがとうございました。